

国庫補助金等の総収入金額不算入・固定資産の圧縮額の損金算入の特例

《所得税・法人税》



1. 適用の対象者 農業者

2. 特例の内容

農業者が国、地方公共団体、(独)農畜産業振興機構、日本たばこ産業株式会社等から固定資産の取得又は改良に充てるために国庫補助金等の交付を受け、その国庫補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、個人の場合は総収入金額不算入、法人の場合は国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で固定資産の圧縮記帳が認められています。

※ 本特例を適用する場合、確定申告の際に個人は「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」、法人は「国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の添付が必要です。

3. 特例の効果【具体例】

(1) 個人(所得税)の場合

農業者Aが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は収入として計上しないことができます。

この場合、固定資産の帳簿価額(取得価額)は700万円として記帳し、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

固定資産の取得費 1,200万円	
↑ 充当	固定資産の取得価額 700万円
国庫補助金 500万円	
↓	
収入に計上しない (総収入金額不算入)	



固定資産(ハード)を取得する経費とその他の(ソフト)経費が合算されて補助される場合の留意事項

この場合、総収入金額不算入の特例が適用となるのは、固定資産(ハード)の取得分についての国庫補助金となります。その他の(ソフト)経費は収入(雑収入)に計上することとなります。

固定資産の取得費 500万円	
↑ 充当 ↓	
国庫補助金 700万円 (ハード500万円ソフト200万円)	
↓ ↓	
ハード500万円 収入に計上しない	ソフト200万円 収入に計上



(2) 法人(法人税)の場合

農業法人Bが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は益金の額に算入しますが、1,200万円で取得した固定資産について、500万円を限度に帳簿価額を減額し、損金の額に算入することができます。

この場合、固定資産の取得価額は700万円となりますので、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

(補助金を受けたとき)

現金500万円	国庫補助金収入 500万円
---------	------------------

益金

(資産を取得したとき)

固定資産 1,200万円	現金1,200万円
-----------------	-----------

(圧縮記帳したとき)

固定資産圧縮損 500万円	固定資産 500万円
------------------	---------------

損金

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制グループ
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5152
(直通)03-6744-0576